

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第4回定例総会議事録

令和4年7月25日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第4回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年7月25日(月)午後2時4分～午後3時13分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(15名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

4 欠席委員(1名)

委 員	8番	青 木 拓 也
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第8号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第10号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第7	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第15号	農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第9	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第17号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第4回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後2時4分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） それではただ今より、令和4年度加美町農業委員会第4回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は15名です。8番 青木拓也委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 杉村昭宏委員、3番 猪股弘委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第8号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第8号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第8号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和4年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

申請者 A氏 字長清水南…番地…

所在地 字長清水南…番…の畑

現況 宅地

面積 74㎡

非農地となつてから長年経過しており、7月15日の現地調査で非農地判断。

[以上1件の非農地証明書交付について説明。]

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第8号を終了いたします。

日程第5 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（今野典子次長） 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和4年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号 1・2
貸人 B氏
転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
借人 C社
所在地 下多田川字上野寺…番…の田 外10筆
面積 合計3,833㎡
農地中間管理事業 基盤強化促進法

[以上2件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第9号を終了いたします。

日程第6 報告第10号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第10号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第10号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和4年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は4件でございます。

報告書番号1

特定建築条件付売買予定地

許可地 字大門…番… 外2筆

面積 合計2,570㎡

令和6年4月30日完了予定（進捗率 37%）

報告書番号2

特定建築条件付売買予定地

許可地 字大門…番…

面積 991㎡

令和6年7月31日完了予定（進捗率 67%）

報告書番号 3

特定建築条件付売買予定地

許可地 字大門…番 外1筆

面積 合計 1,771 m²

令和7年7月31日完了予定（進捗率 0%）

報告書番号 4

資材置場・駐車場の設置

許可地 菜切谷字山道三番…番

面積 737 m²

令和4年6月19日完了

[以上4件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第10号を終了いたします。

日程第7 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について

日程第9 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。日程第8、議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。日程第9、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。以上3件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議としたいと思います。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第16号までを一括審議とすることに決定いたしました。
本件について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(今野典子次長) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

申請番号1

渡人 D氏

受人 E氏

申請地 城生字城生裏四番の畑 外7筆

面積 合計8,453㎡

新規就農のため後継者へ使用貸借するもの

申請番号2

渡人 F氏

受人 G社

申請地 宮崎字桧沢の田

面積 4,708㎡のうち4,707.62㎡

経営規模拡大のため賃貸借するもの

借賃 10aあたり…円

申請番号3

渡人 F氏

受人 H社

申請地 宮崎字桧沢の田

面積 4,708㎡

営農型太陽光発電設備設置のため地上権を設定するもの

借賃 10aあたり…円

[以上3件の許可申請について説明]

*事務局(畠山明大係長) 議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員会会長あてに承認申請があったので審議されたい。

令和4年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

当初計画者 I氏 字南町…番地の…

承継者 J社 字新川原…番地…

申請地 字町裏…番… 外3筆

申請事由 売買による居宅への転用
(昭和59年古農指令第216号・217号)

変更内容 売買による特定建築条件付売買予定地の造成へ変更するもの

当時渡人が居宅を建築するという事で許可を受けたものでしたが、計画が変更になったため別の場所に居宅を建築し、当該地は所有権移転・土地造成後、長年維持管理をしている状態でした。維持管理の経費が負担となり当該地を手放そうとしたものの、登記地目が田であったため所有権移転ができず、また、非農地となって20年以上経過しておりますが、許可当時の事業計画通りに転用されていないため非農地証明書の発行ができないことから、農地転用事業計画変更承認申請による是正措置、さらに所有権移転を伴う計画のため農地法第5条の申請も行うよう指導しました。

[以上1件の事業計画変更について説明]

*事務局(畠山明大係長) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は8件でございます。

申請番号1

渡人 K氏 大崎市古川耳取字天神…番地
外6名
受人 L社 仙台市青葉区中央四丁目…番…
申請地 上狼塚字熊野堂東一番…番… 外30筆
面積 合計9,732.38㎡のうち6,128.32㎡
申請事由 賃貸借による鉄塔工事用地(一時転用)
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 許可日着工予定 / 令和5年7月31日完成予定

申請地は加美町役場の北東約2.6kmに位置し、農振農用地区域内の農地と「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。L社による送電線用鉄塔建て替えのための工事用地として3年以内の一時転用であり、当該目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるため、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

渡人 I氏 字南町…番地…
受人 J社 字新川原…番地…
申請地 字町裏…番… 外3筆
面積 合計555㎡
申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和4年8月10日着工予定 / 令和7年8月9日完成予定

申請地は加美町役場の南東約1.1kmに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

申請番号3

渡人 M氏 字赤塚…番地…
受人 N社 富谷市大清水一丁目…番地…
申請地 城生字金成…番…
面積 974 m²
申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和4年9月1日着工予定 / 令和7年8月31日完成予定

申請地は加美町役場の北東約780mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公益的施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号4

渡人 O氏 米泉字落合…番地…
受人 N社 富谷市大清水一丁目…番地…
申請地 上狼塚字東北原…番… 外2筆
面積 合計1,089 m²
申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和4年9月1日着工予定 / 令和7年8月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約2.9kmに位置し、上狼塚集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。小学校・公民館が近く国道457号線にも隣接しており、住宅の環境が整っているため当該地を選定したもので、用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号5

渡人 P氏 上狼塚字東原…番地…
受人 Q氏 / R氏 大崎市三本木しらとり…番地…
申請地 上狼塚字東北原…番…
面積 433 m²
申請事由 売買による居宅建築
事業資金 自己資金 …万円 / 借入金 …万円
事業計画 令和4年7月31日着工予定 / 令和4年12月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約2.5kmに位置し、上狼塚集落内に介在する農地ですが、南側に隣接する圃場と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。現在、大崎市に居住する受人が、将来親の介護が必要になった場合を考えて実家近くの申請地に居宅を建築するもので、用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号6

渡人 S氏 米泉字杷の木田…番地…
受人 T社 大阪府大阪市中央区道修町1丁目…番…号
申請地 米泉字西谷地…番… 外1筆
面積 合計2,462㎡
申請事由 売買による太陽光発電設備の設置
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 許可日着工予定 / 令和5年6月30日完成予定

申請地は加美町役場の北西約3.3kmに位置し、大黒森団地に隣接する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。太陽光発電事業用地として、加美町内で数カ所選定候補地を検討しましたが、用地費や幹線道路に近く設置工事が容易なこと、平坦で陽当たりが良いこと等を考慮し当該地を選定したもので、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号7

渡人 F氏 宮崎字浦一番…番地
受人 H社 栃木県宇都宮市鶴田町…番地…
申請地 宮崎字桧沢…番…
面積 4,708㎡のうち0.38㎡
申請事由 賃貸借による営農型太陽光発電設備の設置(一時転用)
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 許可日着工予定 / 令和5年4月30日完成予定

申請地は加美町宮崎支所の西北西約5.3kmに位置し、宮崎旭地区の山間部にある農用地区域内の農地です。営農型太陽光発電設備の設置に伴う支柱部分に係る3年間の一時転用申請で、太陽光パネルの下部では賃借人が関連する農業法人が営農し、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと認められることから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号8

渡人 U氏 仙台市青葉区あけぼの町…番…号
受人 V氏 字長清水南…番地…
申請地 字長清水南…番…
面積 697㎡
申請事由 売買による居宅等の建築
事業資金 借入金 …万円
事業計画 令和4年8月20日着工予定 / 令和4年11月20日完成予定

申請地は加美町小野田支所の西北西約4.5kmに位置し、長清水集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。現在、実家に居住する受人が、隣接地に自宅を建設するもので、用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも

の」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上8件の許可申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、農地法第3条 申請番号2番について、3番 猪股弘委員お願いします。

* 3番（猪股弘委員） 申請地の宮崎檜崎は開田した田がある地区です。ある一定の耕作者しかほとんど通行しておらず、対向車とすれ違うのも難しい山間部で、川から水をポンプアップして耕作しているような場所です。特殊な地域なので、申請者としても地権者や耕作者に同意を求め了承を得ているようですが、一部の方からは同意を頂けていないということでした。事務局に確認をしたところ、必ずしも同意書は必要ではないとのことですが、今後のトラブルを防ぐためにもきちんとした対応で進めていくべきと考えました。以上のことから今回は会長・事務局に相談して精査し、事務局から打開策を提案していただきましたので、皆様にご審議していただきたいと思えます。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。審議については後ほどお諮りいたします。次に、農地法第5条について、15番 小山京子委員お願いします。

* 15番（小山京子委員） 令和4年7月15日、坂上委員、佐藤委員、板垣会長、庄司事務局長、畠山係長、私の6名にて現地調査を行いました。

申請番号1番につきましては、第1種農地ではありますがL社による送電線用鉄塔建て替えのための一時的な転用であります。農地用水からの用排水施設はなく、土盛りは行わずに工事用地には鉄板を敷き詰め、工事終了後は鉄板を撤去し、速やかに農地に復元するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

申請番号2番につきましては第3種農地であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、土盛りは行わず表層部分を整地するため土砂の流出はございません。雨水は自然浸透又は既存水路に排水し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

申請番号3番につきましては、こちらも第3種農地であります。土盛りを行いアスファルト舗装としますが、L型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。用排水施設はなく、雨水は新設水路に排水、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

申請番号4番につきましては、農地区分は第2種農地ですが、小学校・公民館が隣接しており、出入り口以外はブロック擁壁を設置し土砂の流出を防止します。雨水は既存水路又は新設側溝に排水し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

申請番号5番につきましては、農地区分は第1種農地ですが、実家近くの申請地であり、やむを得ないと判断しました。土盛りは行わず、若干整地するため土砂の流出はございません。雨水は既存水路に排水し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

申請番号6番につきましては、こちらは第2種農地で、土盛りは行わず現状のままパネルとフェンスを設置し、年複数回の草刈りを実施するとのことです。雨水は自然浸透するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

申請番号7番は、申請地だけで見ると隣接する農地に影響がないよう太陽光パネルを設置するため支障はないと判断いたしましたが、周辺に関しては特殊な状況であると感じました。

申請番号8番につきまして、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、20cmの土盛りを行います。周辺の高さに合わせる程度のため、土砂の流出はございません。雨水は隣接する水路に排水、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第16号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、農地法第5条 申請番号1番について、5番 今野修委員です。

5番 今野修委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時45分]

*議長（板垣文一会長） これより農地法第5条 申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより農地法第5条 申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって農地法第5条 申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定しました。

それでは、5番 今野修委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時46分]

*議長（板垣文一会長） 次に議案第14号・15号、及び16号の申請番号2番から8番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） G社、H社の件に関して、以前小麦の作付けをするということで申請がありました。今回大豆に変更しておりますが、作業する事業者が近隣ではないことから、収穫したものの管理や乾燥調整の作業等、どこを拠点として作業されるのかお伺いします。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 同業者より申請のあった美里町によれば、大崎市に事業所があり、そちらに機械・乾燥機等の設備があることを確認したと聞いています。

*議長（板垣文一会長） ほかに質疑ございませんか。

*事務局（畠山明大係長） 先ほど猪股委員から説明があった件に関して、事務局でも精査したのですが、地域調和要件について改めてどうということかとお説明しますと、「現在既に集落営農や経営体等により農地が面的にまとまって利用されているようなところを分断するような権利取得」や「地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより他の農業者の農業水利が阻害されるような場合」、「集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずる恐れのある場合」、「無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、無農薬栽培等が困難になるような場合」または「地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結されている場合」等というところが今回考慮する部分かと思えます。調和と言っても明らかに他の営農に関して影響があるかないかを検討するものでして、これに該当するかということなかなか難しいところでもあります。ただ今回の場合、特殊な地形で進入路が1本しかなく、路側帯はあるものの相互通行は不可能。同意が得られていない方というのが、このあたり一帯を「面的にまとまって利用されている方」というものに該当しており、この方の営農に対して進入路の破壊や妨害等で影響があるということであれば、何かしらの対処が必要かと思えます。本来3条、5条共に関しては必ずしも必要な書類ではないのですが、今回は特殊な地域性ということもあり関係者の了解が確認出来た日付で許可日としてはどうかというのが事務局意見でございます。

*3番（猪股弘委員） 補足させていただきます。今回関係者の方にお話を伺ったところ、この太陽光の事業に関して、実際会社からお話を持ちかけられたのが6月のことで、急な対応だったため一度待っていただくようにお話したようです。その後会社側に問い合わせをしたそうですが、まだ返答はないとのことでした。

*議長（板垣文一会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 猪股委員の意見に重複するかたちにはなりますが、私も以前現地調査に行った際に確認しましたが、一本道で迂回路もないような場所でした。そこに大型の農機具を運ぶとなった場合、やはり近隣で耕作している方々の理解や協力は必要で、十分に検討すべきと考えます。

*議長（板垣文一会長） ありがとうございます。ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 私も地域、耕作者への了解を得るという事が必要と思います。それから参考までにお伺いしますが、3年間営農型で大豆を作付して地域単収150kgのところ、その80%で120kg見込みということですが、これが達成されなかった場合はどのようになるのですか。

*事務局（畠山明大係長） 3年間の一時転用ということで今回の場合ですと今年度の作付けはできないので、来年度から2年間作付けすることになります。例年2月までには実際の収量を報告していただくのですが、先程の説明の通り、作付けの時期によっては1年目は達成できないケースがあり、2年目でも見込みが難しいようだと言農計画を変更見直ししていただいて次の許可が取れるかどうかというような流れになります。ただ、実際加美町の再生協議会で提示されている数値は、クリアするには正直厳しい数値になっておりまして、他地区の営農型で行っている水稻の場合ですと、字番単位で割り振られている収量を元に8割を超えているというような数値を出したりして、こちら側もある程度譲歩するようにはしております。ですので今回の場合もそういった部分は考慮しつつ、それでもクリアできなければ計画の見直し、さらにそれでも従わないという場合、許可することはできなくなるので撤去するしかないということになり、我々としても厳粛に見守っていかねばならないと思います。

*議長（板垣文一会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、11番 三浦委員。

*11番（三浦良人委員） 大豆の有機栽培では収量をクリアするのは大変だと思います。収量の申告などはどのように確認するのか伺います。

*事務局（畠山明大係長） 今回の作付けに関しても有機で行うようです。申告については、実際計測されている風景等も撮影していただくことになっておりますが、こ

れといって要綱の中で定まっていなくてもあるもので、こちらとしても県と調整をして、どういった対応をすべきか検討していきたいと考えております。

* 11番（三浦良人委員） それから、除草の頻度によっては害虫が発生して近隣の水田に被害を及ぼしたり、道路の通行の対応も、関係者と十分話し合われたほうが良いかと思います。

* 議長（板垣文一会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

* 10番（畠山智史委員） 申請地の周りの圃場は水稻になっていて、カメムシが発生する時期になると農薬を散布しますが、隣で有機栽培で耕作されるとなると、そこには農薬をかけられなくなります。どちらかというところ、有機栽培されているところに気を遣って水稻のカメムシ防除を行うことになるので、あの一帯でどのように農薬の散布を行っているかわかりませんが、その一角だけ有機栽培を行うとなると、周りの防除体系にも影響が出てくるのではないのでしょうか。そういった部分も理解していただかないといけないのかと思います。

* 議長（板垣文一会長） 皆さんからいただいた意見は申請者に伝達し、指導してまいります。

では他に質疑がなければ、これで審議を終わります。先程の案件に関しましては事務局からもあった通り、周辺の耕作者からの同意を得てから許可書を発行するという方向で許可相当とし、この後皆さんにお諮りします。

* 議長（板垣文一会長） これより、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請 申請番号2番から8番についての採決を行います。申請番号7番に関しましては、3条申請の案件と合わせまして、関係者の了解を得た上で許可をするものとしします。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第17号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第10、議案第17号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第17号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買3件・賃貸借1件でございます。

申請番号1

渡人	W氏
受人	X氏
申請地	下多田川字滝沢一番の田 4筆
面積	合計4,519㎡
権利移動の種別	売買
売買金額	総額 …万円

申請番号2

渡人	Y氏
受人	Z氏
申請地	上多田川字田中の田 外5筆
面積	合計15,870㎡
権利移動の種別	売買
売買金額	総額 …万円

申請番号 3

渡人 a 氏
受人 b 氏
申請地 菜切谷字青木原の畑
面積 9,197 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額 …万円

申請番号 4

渡人 c 氏
受人 d 社
申請地 宮崎字君子の田
面積 109 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10 a あたり…円

以上4案件で、田11筆 畑1筆、面積29,695 m²。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上4件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第17号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和4年度加美町農業委員会 第4回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後3時13分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年7月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 杉 村 昭 宏

署名委員 猪 股 弘